

令和8年度 麦類赤かび病防除対策

令和8年4月7日
福島県病虫害防除所

1 麦類赤かび病の防除適期

1回目：開花始め（小麦では出穂後7～10日頃、大麦では5～7日頃）

2回目：1回目の7～10日後

2 防除上の注意点

- (1) 降雨が多い場合でも短い晴れ間を利用するなどして、確実に薬剤防除を実施してください。
- (2) 使用する薬剤は、表1、2を参照してください。薬剤抵抗性の発達を防ぐため、同系統の薬剤の連用はさけてください。
- (3) 刈り遅れは、穂発芽による低アミロだけでなく、かび毒産生の原因となるため、適期収穫と速やかな乾燥・調整を心がけてください。
- (4) ほ場内で本病の発生が多い場所や倒伏している場所は、かび毒汚染の可能性が高くなるため、刈り分けて健全な麦と別に処理してください。
- (5) 収穫後の乾燥・調整は速やかに実施し、収穫から乾燥までの間に長時間放置することは避けてください。
- (6) 比重選別や粒厚選別を丁寧に行い、赤かび粒混入率の低減に努めてください。

3 麦類赤かび病について

- (1) 罹病すると穂にサーモンピンクのかびが見られます（写真1）。
- (2) 麦類赤かび病が産生するかび毒（DON）が規格基準（1.0 mg/kg）を超えると流通できず、生産者自身が廃棄処分する必要があります。
- (3) 麦類の検査規格では、赤かび粒が1万粒に5粒以上混入していると規格外になるため、発生させないことが大切です。
- (4) 赤かび病の発生源は、前年の被害穂などの作物残さです。前年に赤かび病が発生したほ場は、収穫後、作物残さを早めに土壌中にすき込んだり、ほ場外へ持ち出す等の耕種的防除を実施してください。



写真1 コムギ赤かび病に罹病した小麦

表1 赤かび病の防除薬剤（散布）

薬剤名	適用作物名	希釈倍数・使用量	使用時期の制限 (収穫前日数)	使用回数の制限	薬剤系統 FRACコード
イ オ ウ フロアブル	麦類	400～800倍	—	—	M02(M)
シルバキュア フロアブル	小麦	2,000倍	収穫7日前まで	2回以内	3(G1)
	大麦		収穫14日前まで		
石灰硫黄合剤	麦類	50～60倍または100倍	—	—	M02(M)
チルト乳剤 25	小麦	1,000～2,000倍	収穫3日前まで	3回以内	3(G1)
	大麦		収穫21日前まで	1回	
トップジンM 水和剤	小麦	1,000～1,500倍	収穫14日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は2回以内)	1(B1)
	麦類(小麦を除く)		収穫30日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は1回以内)	
トップジンM 粉剤 DL	小麦	3～4kg/10a	収穫14日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は2回以内)	1(B1)
	麦類(小麦を除く)	4kg/10a		3回以内(但し、出穂期以降は1回以内)	
トリフミン 水和剤	麦類	1,000～2,000倍	収穫14日前まで	3回以内	3(G1)
トリフミン 乳剤	小麦	1,000倍	収穫3日前まで	3回以内	3(G1)
スミトップM 粉剤	麦類(小麦を除く)	4kg/10a	収穫14日前まで	1回	1(B1)
ミラビス フロアブル	小麦	1,500～2,000倍	収穫7日前まで	2回以内	7(C2)
	大麦		収穫14日前まで		

注) 表中の薬剤は、「令和8年版 福島県農作物病害虫防除指針」より抜粋

注) 使用回数の制限の欄はその剤の使用回数であり、使用する際には成分ごとの総使用回数を確認すること。

注) 水和剤や乳剤、フロアブル剤、石灰硫黄合剤は、10a当たり60～150L散布する。

注) 石灰硫黄合剤は、メーカーによって希釈倍率が異なるので注意する。

表2 赤かび病の防除薬剤（無人航空機による散布）

薬剤名	適用作物名	希釈倍数 (散布液量)	使用時期の制限 (収穫前日数)	使用回数の制限	薬剤系統 FRACコード
シルバキュア フロアブル	小麦	16倍	収穫7日前まで	2回以内	3(G1)
	大麦	(0.8L/10a)	収穫14日前まで		
チルト乳剤 25	小麦	8倍	収穫7日前まで	3回以内	3(G1)
	大麦	(0.8L/10a)	収穫21日前まで	1回	
トップジンM ゾル	小麦	8倍	収穫14日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は2回以内)	1(B1)
	麦類(小麦を除く)	(0.8L/10a)	収穫21日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は1回以内)	
ミラビス フロアブル	小麦	8～16倍	収穫7日前まで	2回以内	7(C2)
	大麦	(0.8L/10a)	収穫14日前まで		

注) 表中の薬剤は、「令和8年版 福島県農作物病害虫防除指針」より抜粋

注) 使用回数の制限の欄はその剤の使用回数であり、使用する際には成分ごとの総使用回数を確認すること。

●情報内容への質問は、福島県農業総合センター安全農業推進部発生予察課（病害虫防除所）まで御連絡ください。

TEL 024-958-1709 FAX 024-958-1727

◆農薬を使用する際は、ラベルをよく読んで正しく使用しましょう。

◆無人航空機で農薬を散布する場合、散布前に養蜂飼育情報の確認、散布計画の周知を行いましょう。

※農薬の登録内容については慎重に校閲していますが、登録内容の変更は随時行われています。また、同じ農薬名でも農薬会社によって登録内容が異なることがありますので、農薬登録情報提供システム(<https://pesticide.maff.go.jp/>)等で最新の登録内容を確認してください。（記載中の登録内容は令和8年4月1日現在）